1 野球場の利用料金

(1) 施設の利用料金

区分	利用料金の基準額	
午前	1,	320円
午後	1,	760円
夜間	1,	760円
時間外(1時間につき)		440円

備考

- 1 「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「時間外」とは午前0時から午前9時まで、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後5時30分まで及び午後9時30分から午後12時までをいう。
- 2 時間外の利用料金の基準額において、使用時間に1時間未満の端数が あるときは、1時間に切り上げる。
- 3 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

(2) 設備の利用料金

名称	区分	利用料金の基準額	
照明	1時間につき	4,400円	

2 テニス・フットサルコートの利用料金

(1) 施設の利用料金

区分		利用料金の基準額
テニスコート	1コート1時間につき	3 3 0 円
フットサルコート	半面1時間につき	490円
	1コート1時間につき	990円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 2 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

(2) 設備の利用料金

名称	区分		利用料金の基準額
照明	テニスコート	1コート1時間につき	5 5 0 円
	フットサルコート	半面1時間につき	820円
		1コート1時間につき	1,650円

3 七ケ浜第1スポーツ広場の利用料金

(1) 施設の利用料金

区分	利用料金の基準額			
	午前	午後	夜間	時間外(1 時間
	につき)			
半面につき	660円	880円	880円	220円

備考

- 1 「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「時間外」とは午前0時から午前9時まで、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後5時30分まで及び午後9時30分から午後12時までをいう。
- 2 時間外の利用料金の基準額において、使用時間に1時間未満の端数が あるときは、1時間に切り上げる。
- 3 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、 この表に定める額の5倍の額とする。

(2) 設備の利用料金

名称	区分	利用料金の基準額
照明	1基1時間につき	3 3 0 円

4 町民プールの利用料金

区分	利用料金の基準額	
小中学生	220円(アクアリーナ会員にあっては110円)	
一般(60歳未満)	440円(アクアリーナ会員にあっては220円)	
一般(60歳以上)	220円(アクアリーナ会員にあっては110円)	

備考

- 1 「アクアリーナ会員」とは、七ケ浜健康スポーツセンター条例(平成 17年七ケ浜町条例第13号)別表第1号の表に規定するアクアリーナ 会員をいう。
- 2 利用料金の支払いには、七ケ浜健康スポーツセンター条例別表第1号の表に規定するクーポンチケット(以下「クーポンチケット」という。) を使用できる。ただし、クーポンチケットの額面が利用料金を上回る場合の差額は返還しない。

5 武道館の利用料金

(1) 施設の利用料金

区分	利用料金の基準額
午前	880円
午後	1, 170円
夜間	1, 170円
時間外(1時間につき)	290円

備考

- 1 「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「時間外」とは午前0時から午前9時まで、午後0時から午後1時まで、午後5時から午後5時30分まで及び午後9時30分から午後12時までをいう。
- 2 時間外の利用料金の基準額において、使用時間に1時間未満の端数が あるときは、1時間に切り上げる。
- 3 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

(2) 設備の利用料金

名称	区分	利用料金の基準額
暖房設備	1 台 1 時間につき	110円

6 野外活動センターの利用料金

名称		区分	利用料金の基準額
キャンプ場	テントサイト	1 張り 1 泊につき	330円
	テント	1張り1泊につき	220円
	デイキャンプ	1日1回1人につき	110円

備考 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、 この表に定める額の5倍の額とする。

7 サッカースタジアムの利用料金

(1) 施設の利用料金

	区分		利用料金	の基準額
グラウンド	入場料を徴収しない場合	一般	3,	300円
(1時間に		中学生以下	2,	200円
つき)	入場料を徴収する場合	一般	9,	900円
		中学生以下	6,	600円
選手更衣室(シャワーの使用を含む。)	1室1時間につき		330円
審判員更衣室	及び控室(シャワーの使用	月を含む。 1 時間に		110円
つき)				
会議室(1時間につき)				220円
本部室(1時間につき)				220円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げる。
- 2 入場料を徴収しない場合であっても、営利を目的とする使用は、入場料を徴収するものとみなす。
- 3 グラウンドを専ら準備又は撤去のため使用するときの利用料金の基準額は、この表に定める額の2分の1の額とする。

(2) 設備の利用料金

区分	利用料金の基準額
放送設備(1時間につき)	3 3 0 円
暖房設備(1室1時間につき)	50円

8 七ケ浜第2スポーツ広場の利用料金

区分	利用料金の基準額		
	午前	午後	時間外(1時間につき)
半面につき	660円	880円	2 2 0 円

備考

- 1 「午前」とは午前9時から午前12時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「時間外」とは午前0時から午前9時まで、午後0時から午後1時まで及び午後5時から午後12時までをいう。
- 2 時間外の利用料金の基準額において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 3 興行その他の営利を目的とする使用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

9 屋内運動場の利用料金

(1) 施設の利用料金

区分	利用料金の基準額
半面1時間につき	490円
全面 1 時間につき	990円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 2 興行その他の営利を目的とする利用に係る施設の利用料金の基準額は、この表に定める額の5倍の額とする。

(2) 設備の利用料金

名称	区分	利用料金の基準額
照明	半面1時間につき	2 3 0 円
暖房	1台1時間につき	280円